

20年後、30年後を生きる子どもたち
正解のない世の中を生き抜く力
協働して作り出す力 ⇔ AI
持続可能な社会を生み出す力

地域・保護者の願い
ふるさとに根っこをもつ子ども
基礎学力の定着・活力ある姿
人間力・生活力を大切にする学校

本校のめざす学校像

わくわく

にこにこ

きらきら

教育目標

いきいき学ぶ みんな輝く 未来へ進む 東栄小

校訓「ちえ輝く子、やさしさ輝く子、げんき輝く子」の育成に向けた教育を行う。

令和4年度めざす子どもの姿

ともに成し遂げた経験を持ち、考え、伝え合い、行動する子ども

何のために

ともに成し遂げた
経験をする

自分で考え、伝え合い、
行動する

生涯にわたり、健康で安
全な生活をおくる

東栄っ子として町づく
りに参加する

何をするか

○ともに成し遂げる場
の設定
学校行事、太鼓
全校合唱
児童会活動
縦割り班活動
生活科、総合
○ともに成し遂げよう
とする集団づくり
学級経営、道徳
自分の役割と貢献
キャリアパスポート

○学び合い・深め合う
授業づくり
自分事としてとらえ
る導入の工夫
見通し、見える化
価値づけ
振り返り
タブレットの活用
○自分デザインの場の
設定
のびのびタイム
学びの自己調整

○熱中症・感染症対策
の日常化
○考える生徒指導
トラブルの解決
ソーシャルスキル
ICTとの付き合い方
○自分を見つめる健康
づくり
なりたい自分像
心の天気
○遊ぶ時間の確保
心と体の健康

○明るいあいさつ
○ふるさと学習の充実
地域に貢献する活動
SDGs
保小中、関係団体と
の連携
○安全対策の徹底
見守り隊、PTA
○発信の工夫
学校公開の工夫
東栄チャンネル
学校ブログ・たより

見通しをもつ。場を提供する。価値づける。つなげる。発信する。メリハリをつける。

東栄小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

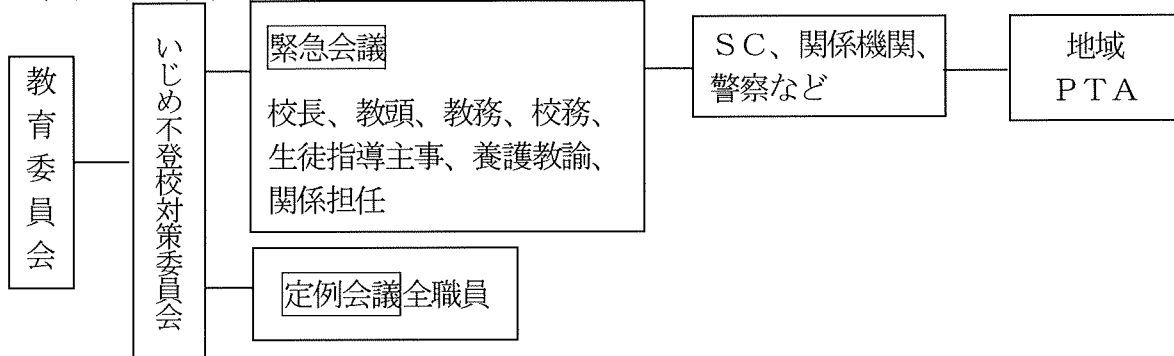
相手に対して嫌な思いをさせる行為は、すべていじめにつながっていくととらえて、いじめ防止に取り組んでいく。

また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃から一人一人の子どもをよく見つめ、ささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活でき、充実した学びができる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。



基本的には、全職員で話し合うようにする。いじめ等の状況によっては、校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導担当、養護教諭、関係する担任等で構成した組織で対応する。また、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケート（いじめに関する項目を含む）を行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケート（すくすくチェック）や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ、保護者会等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケート（すくすくチェック）や教育相談を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者と加害者児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

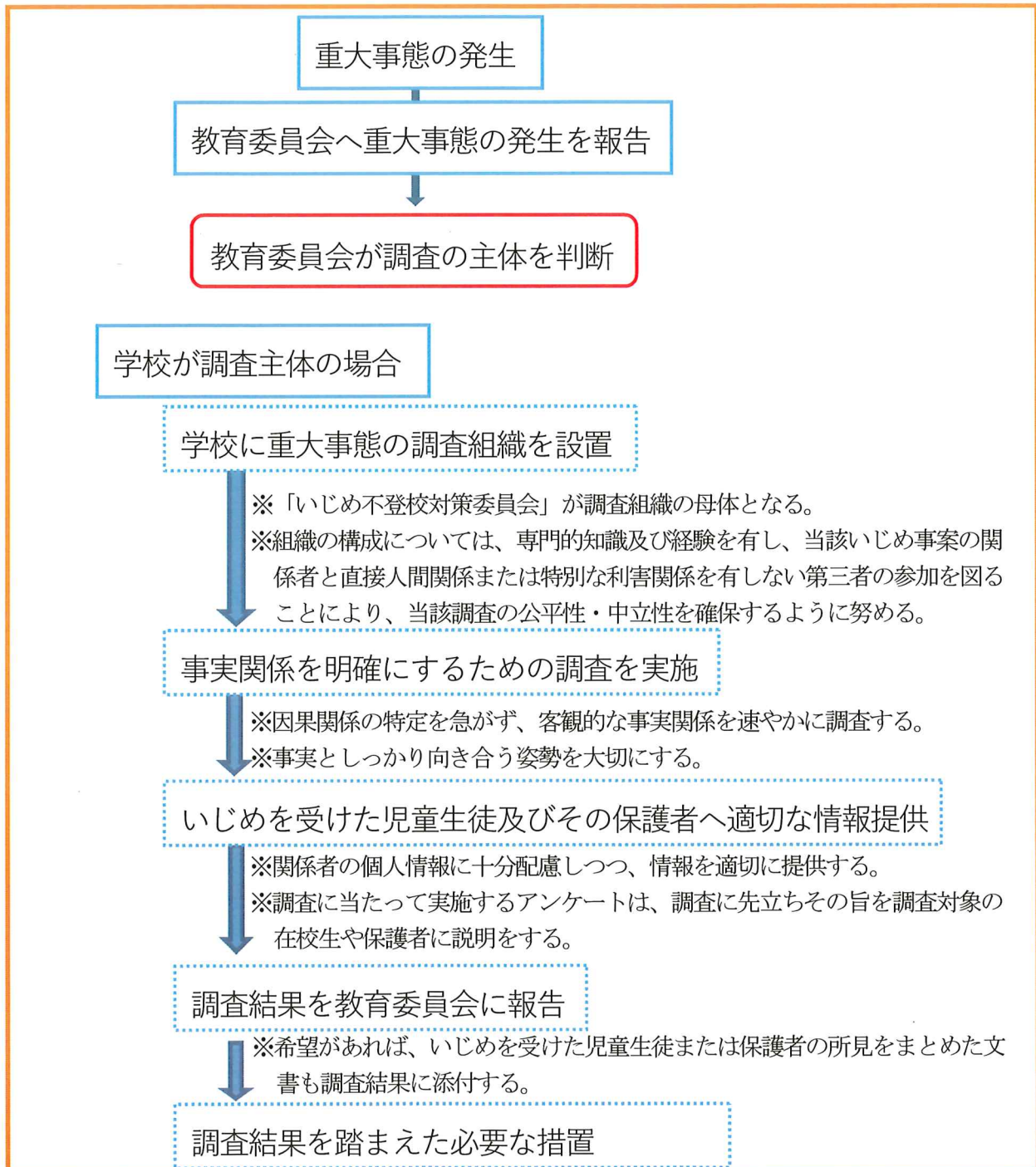
- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価ア

ンケートを年に1回実施（1月）し、いじめ不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年1回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し実施する。※再発防止に向けた取組の検証を行う。

< 取組の年間計画 >

	「いじめ・不登校策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↑	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談室やSCの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会での「学校いじめ防止基本方針」の説明 ○学級懇談会
5月		○いじめ不登校対策会議①「児童理解」	○縦割り班活動（年間）	○教育相談 ○身体測定	○家庭訪問
6月				○「すくすくチェック（いじめアンケート）」	○公開授業 ○学校運営協力会
7月		○いじめ不登校対策会議②			○保護者会全体会 ○保護者への学校公開アンケート ○学級懇談会
8月		○現職研修（ケーススタディ）			
9月					○学校運営協力者への学校行事公開・運動会
10月					
11月		○いじめ不登校対策会議③		○「すくすくチェック（いじめアンケート）」	○公開授業 ○保護者への学校評価アンケート
12月			○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動		○個別懇談会
1月			○保健指導（命の大切さ）		○学校運営協力者への学校行事公開・学芸会
2月		○自己評価 ○いじめ不登校対策会議④	○情報モラル指導（ネットモラル）	○「すくすくチェック（いじめアンケート）」	○公開授業 ○学校運営協力者の会への学校評価アンケート
3月		○学校運営者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業生を送る会（お別れハイキング）	○教育相談 ○身体測定	○学級懇談会
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○すくすく日記	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。

【いじめの基本的な対応の仕方】

○いじめの未然防止の取組 ○早期発見のための相談体制の強化 ○適切な措置のための取組
いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）



東栄小学校 いじめ防止対策基本方針

いじめのない学校づくり -未然防止・早期発見・適切な措置(対応)に向けた取組-

児童活動の取組

- ・朝のあいさつ運動
- ・毎月のめあて設定（執行部）
- ・縦割り班遊び（執行部・運動）
- ・人権集会

保護者・地域の取組

- ・見守り隊の活動
- ・地域行事への参加

生徒指導体制の確立

- ・毎日の職員打ち合わせでの情報交換
- ・年 4 回のいじめ不登校対策会議、校内支援会議の実施
- ・年 3 回の学校生活アンケート（すくすくチェック）の実施
- ・教育相談の実施
- ・ケース会議
- ・長期休業中の事前・事後指導

教職員の資質向上

- ・道徳の授業の充実
- ・言語活動の充実した授業
- ・情報教育の充実
- ・体験活動の重視
- ・人権意識の高揚
- ・危機管理意識の高揚
- ・専門家による研修
- ・中学校と合同の特別支援教育
- ・関連する内容の校内研修

いじめ
発生時の対応

いじめ不登校対策委員会

定例会議

全職員

緊急会議

校長、教頭、教務、校務、生徒指導主事、養護教諭、関係担任（必要に応じて、SC、関係機関、警察等を加える）

- ・正確な事実確認、対応についての協議
- ・保護者への説明・情報共有
- ・いじめを受けた児童へのカウンセリング、心のケア及び保護者への支援
- ・いじめた児童への丁寧で継続的な指導及び保護者への助言
- ・再発防止への対策会議、状況に応じた関係機関への協力要請及び警察との連携

重大事態が生じた場合は、速やかに町教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。